

第6回大阪府人権施策推進審議会インターネット上の人権侵害解消推進部会 議事概要

○委員

まず、議題1の人権侵害情報への対応に係る論点について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議題1について説明させていただきます。資料1をご覧ください。前回の部会では、事務局より集団に対する不当な差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが疑われる案件の一部についてご説明いたしました。その際、対象が大規模な集団であることから、大阪府としては、削除要請の対象にはならないと判断し、プロバイダ事業者に対しては、削除要請ではなく、情報提供を行った旨をお伝えしました。これに対し、委員の皆様からご意見をいただきました。「地区まで特定されていなくても、権利侵害が認められるのではないか。」「集団の規模は重要な要素ですが、それ以上に重要なのは、問題となる言動がどれほど精神的苦痛を与えるか、またその言動が不当な差別を助長するかどうかである。」「たとえ市や区単位であっても、その属性が個人の人格の一部を構成していると捉えることができる。」ということでした。これらのご意見を踏まえまして、大阪府としての考え方を見直し、資料下段の通り修正を行いました。府考え方修正の1ポツ目と2ポツ目はそのままです。今回修正を加えましたのは3ポツ目です。修正前の記載につきましては、2ページ目をご参考にいただければと思います。「削除要請の対象外とした言動についても、その内容や相談者の精神的苦痛等を考慮し、必要に応じて適切な関係機関やプロバイダ事業者等に情報提供を行うなど、相談者に寄り添った対応をとっている」としておりましたが、1ページに戻りまして、修正後ですけども、「一方、集団の規模が広範であっても(例:行政区)、相談者の精神的苦痛等を考慮し、一般の人の理解により、特定の人・集団を連想させるような場合には、削除要請が行うことができるものと考えられる」と改めました。つまり、集団の範囲が地区単位にまで特定されていない場合であっても、相談者の精神的苦痛や社会一般の受け止め方を踏まえ、特定の人や集団を想起させるようなケースについては、集団の規模が大きい場合であっても条例の運用において、削除要請の対象とすることが可能であると整理いたしました。なお修正前では、情報提供を行う旨を記載し、修正後においては、記載をしておりませんが、決して情報提供を行わないという趣旨ではなく、削除要請の運用の修正であり、条例上の削除要請に当たらない情報提供につきましても、これまで通り、状況に応じて行っていくこととしております。議題1についての説明は以上になります。

○委員

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見ありましたらお願いいたします。委員の皆様いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○委員

基本的に特に今回の整理について、私は異論ございません。前回の案のところでは、削除要請には及ばないようなものに関して、情報提供するという機会がなくなったことが若干気になったんですが、今回はそもそもどういう場合に、要するにその削除要請等にするのかということの指針ということありますから、特に今回の整理で良いのではないかと考えております。以上です。ありがとうございます。

○委員

他に、委員の皆様いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○委員

ありがとうございます。私も適切に見直しをいたいたものと思いますので、特に申し上げることはない、という趣旨です。以上です。

○委員

ありがとうございます。委員いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○委員

私も両先生と同じであります。前回のこの審議の結果を踏まえて改善をしていただいたということで、今回のご提案は適切なのではないかと思います。以上です。

○委員

ありがとうございます。それでは、事務局からの整理に、ご賛同いただけたということで、第1の議題は以上で終わりとさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。続きまして、議題2、人権侵害情報への対応状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議題の2につきましてご説明いたします。資料の2の1ページをご覧ください。まず削除要請の条例第12条についてです。今年度9月末時点において、明らかに不当な差別的言動と判断できる92件について、プロバイダ事業者への削除要請大阪法務局への通報、もしくはその両方を実施しております。市町村およびネットハーモニーからの通報によるもので、いずれもいわゆる同和地区的識別情報の摘示に関する事案となっております。なお、29件については既に閲覧できない状態であることを確認済みです。過去の案件に対する再要請については、35件実施しており、いずれも同和地区的識別情報の摘示に関する事案です。このうち21件については、閲覧できない状態であることを確認済みです。

次のページをご覧ください。説示・助言の条例第13条の関係でございます。三つ目のポツ以降ご覧ください。今年度削除要請を行ったものなお現存している案件のうち、発信者の特定が可能であった3名に対して、説示2件、助言1件を実施しました。本件は同和地区的識別情報の摘示に関するものであり、説示・助言を行った56ページのうち、25ページについては閲覧できない状態となっていることを確認しております。議題2についての説明は以上でございます。

○委員

ありがとうございます。それではただいまの事務局からの説明についてご質問やご意見がありましたらお出しください。いかがでしょうか。特に、対応状況につきまして何かご質問等をございませんでしょうか。よろしくお願ひします。

○委員

はい。特に何か意見というわけではないんですが、今回はいわゆる削除要請ですか国への通報等を実施した中で、閲覧できない状態になっているものがあるっていうことなんですが、これは特にどうしていったら閲覧できない状態だったかとかっていうのはわからないってことよろしいんでしょうか。いわゆる削除要請等を実施した結果なのか、いわゆる発信者自らそれを取り下げたのかとか、その辺のところは全くわからないということですかね。

○事務局

失礼いたします。委員のご質問につきましては、全くその通りでございまして、我々としても、プロバイダの方で削除されたのか、それとも発信者の方で自主的に削除されたのかというところまでは追いかけることはできません。ただ、令和6年度と7年度と比べましても、情報流通プラットフォーム対処法が施行されたということで、若干ですけども削除率が高まってるというのは、少し意識が変わってきたのかなというふうなことを推察することはできるのかなというふうに考えているところでございます。

○委員

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○委員

ありがとうございます。プロバイダへの削除要請というところで何か特徴的なもののはありますでしょうか。たとえば、どういった媒体が多いか、といったことを教えてください。すでに閲覧ができない状態になっているということでしたが、特定のプロバイダに多いといった何か特徴的なことがあれば教えていただければと思います。

○事務局

今年度、特に多かった媒体として、YouTube、Xにおいて、削除要請が多い傾向にありました。ただそれぞれのプロバイダによって、何か特段削除要請して、その後の反応が良かったとかそういった傾向は無く、これからどういったプロバイダがどのような削除基準のもとでどこまで削除要請に応えるのかっていうのは、これから見定めながら、削除要請をしていきたいというふうに考えています。

○委員

他にご質問はございませんでしょうか。ないようすで次の議題に移らせていただきます。続きまして議題3、相談支援の実施状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議題の3につき、ご説明します。資料3をご覧ください。まずインターネットトラブルの専門相談窓口ネットハーモニーにおける令和6年度の実績を示しております。太枠のところをご覧ください。相談開設日数は255日、そのうち、新規受付件数が393件、延べ件数が599件でした。年代別では30代が最も多く、次いで10代、20代40代が多い傾向にあります。手法別では電話が最も多く、次いでSNSによる相談が多い傾向です。また、被害者からの相談が大半ですが、加害者からの相談、21件ございました。侵害種別では誹謗中傷が最も多くなっています。相談対応では助言が多く、次いでLINE等による応答がなく、相談内容が確認することはできないという中断というのが多く、その次に他機関紹介と続いております。

2ページをご覧ください。令和7年の4月から9月までの実績でございます。相談開設日数155日、新規受付件数が286件で実件数が313件、延べ受付件数が450件となっています。令和7年度における現時点では新規受付件数が確定しておりませんので、実件数ベースで実績をまとめております。事業における実件数とは、月ごとに人数換算した件数です。例えば同じ相談者が同じ月に同じ内容を複数回相談された場合でも、1件としてカウントしますが、同じ相談者が月をまたいで同じ内容を相談された場合、2件と扱うこととしています。年代別では20代、それから10代が多い傾向です。手法別では電話、SNSによる相談が多い傾向にあります。また、被害者からの相談が大半ですが、加害者からの相談が26件ございました。侵害種別では、誹謗中傷が最も多くなっております。相談対応では助言が多く、次いで中断、傾聴、他機関の紹介と続いております。

3ページをご覧ください。相談の内容別に対応をまとめしております。相談内容は大きく、誹謗・中傷、差別、違法情報・有害情報、その他の4つのカテゴリーにわけています。まず、誹謗・中傷のうち、被害者からの相談として、インスタグラムで相談者がなりましたアカウントが作成され、仕事に関する虚偽情報が拡散された投稿者を特定したいという事例です。発信者情報開示請求が必要なため、証拠保全と弁護士に相談するよう助言しております。また、誹謗・中傷のうち、加害者からの相談として、20年以上前に掲示板で有名人を誹謗中傷した書き込みを削除したいという相談です。長期間の経過により、口ゴ保存の可能性が低く、削除は困難であることを説明いたしました。次に差別として、SNSで特定の民族や大阪の地域を侮辱する投稿を発見した相談です。大阪府条例と指針に基づき、府に報告できることを説明し、URLの提供を受けております。三つ目の違法情報・有害情報として、未成年の顔写真と裸画像を合成し、LINEで拡散された事例です。証拠保全の上、学校教育委員会への対応警察への被害届、弁護士相談を助言しました。最後にその他としてX、旧Twitterで、数年間にわたり嫌がらせを受けた事例です。ブロックや非公開設定、SNSから距離をとる対応を助言しております。

続いて、4ページをご覧ください。特徴的な事例についてまとめております。まず、誹謗・中傷や差別

的な書き込みの削除、発信者情報開示請求を希望する相談が多く寄せられております。相談者の多くが、スマートフォンを使用して、WebページやSNSを閲覧利用しているため、スマートフォンで撮影したスクリーンショットでは、URLや投稿日時が記録されないことが多く、証拠として不十分な場合があるため、できるだけパソコンで全画面のスクリーンショットを撮影する、それからPDFの保存、印刷をして日時を明示するなど、証拠保全の方法を助言しております。

2点目としては、中学生などの未成年者や保護者からSNSでのなりすまし被害に関する相談です。こうした被害は、なりすましアカウントが発信する内容によっては、肖像権やプライバシー権侵害、名誉毀損に該当する可能性があるため、弁護士に相談するよう助言しております。また、実生活の交友関係で発生するケースが多いため、まずは学校と連携し、必要に応じて教育委員会への申し立て等を行なながら解決を図るように促しております。なお、学校等の指導等が行われると、アカウントが自発的に削除されることもあるため、証拠保全を行った上で対応するよう助言をしております。

3点目として、加害者側から、自分の書き込みが誹謗中傷に当たるのか、発信者情報開示請求の対象になるのかといった不安を抱える相談です。窓口では、個別案件に対して当該書き込みが誹謗中傷に当たるかどうかは判断できませんが、名誉毀損や侮辱の一般的な定義や、発信者情報開示請求の要件を説明し、不安に感じていれば、弁護士に相談するよう伝え、法テラスを案内しております。あわせて、SNS利用の見直しや、書き込みの影響への注意喚起も行っております。

5ページをご覧ください。ネットハーモニーでは、相談内容により、相談者弁護士等の専門家や様々な課題に取り組む当事者団体等への専門家相談という仕組みを備えております。これまで、7件の弁護士相談を実施しております。主な相談事例としては、電話番号情報の口コミサイトに自分の携帯電話番号が掲載されており、自分を誹謗・中傷するような内容のコメントが書き込まれている。当該サイトに削除依頼をしたいが返事がない、何とか削除したいがどうすればいいか、という相談に対して、法的手段の概要、人格権侵害の要件削除要請するときのリスクについて説明するとともに、削除依頼を行う際には、サイト運営者並びにサーバー管理者を特定する必要があるということを助言しました。それから、X、旧Twitter上で特定のアカウントが自分や自分の写真、自分の親族の写真や実名を晒したり、誹謗・中傷を書き込んだりしているので、発信者情報開示請求を行って、投稿者を特定したい。また、当該ポストを削除させたいという相談に対して、当該投稿については、人格権侵害の可能性が高いものの投稿が古く、IPアドレスやログ情報が既に削除されて消去されている可能性があることを併せて伝え、さらに民事事件の消滅時効や刑事事件の公訴時効の期間に留意するよう助言をしております。議題3の説明は以上でございます。

○ 委員

ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明につきましてご質問ご意見がありましたらお願ひいたします。

○ 委員

ご説明ありがとうございました。質問なんですけれども、相談に対する回答に対して、弁護士に相談するように助言したというような対応例をいくつかご紹介いただきました。一般の方は、とりわけ未成年の方ですと弁護士に相談と言っても、どの弁護士さんに相談したらいいかわからない、弁護士さんもこういう問題を専門にされている方とそうでない方もいらっしゃるかなというふうに思いますので、弁護士さん相談するようにというふうに回答するときに、どれくらい具体的にどの弁護士さんがいいのではないかというところまでご説明されているのかどうかということをお伺いしたいです。5ページに、具体的に連携している弁護士の方と繋ぐというご紹介もありましたけれども、これと一般的な相談への回答は、繋がりがあるのかどうか。連携している弁護士さんを一般的な相談に対する回答の際にご紹介することもあるのか、といったあたりについても教えていただければ幸いです。以上です。

○事務局

先ほど、委員からのご質問についてですけれども、一部私ども先ほど申し上げた通りの専門家相談と

ということで無料の弁護士相談も実施しているというところであります。昨年度、大阪弁護士会の方に紹介いたしました、弁護士相談を受ける事例もございます。それ以外にも、法テラスを中心に弁護士相談をするように助言を行っているという状況でございます。ただ未成年の場合のご相談については、かなりのケースで親御さんからのご相談も多々ございます。直接ご本人からのご相談もないことはないとは思うんですけども、親御さんからのご相談というのも結構ございますので、その場合は親御さんの方にご助言などをさせていただいているという状況でございます。

○委員

どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。ご質問ご意見等ありましたらお出しください。それでは、次の議題に移らせていただいてよろしいでしょうか。では、続きまして議題4、教育啓発の実施状況について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

議題の4につきましてご説明いたします。資料4をご覧ください。教育啓発の実施状況についてです。大阪府は、条例に基づき、府民の年齢立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、教育啓発の取り組みを継続的に実施しております。また、人権侵害解消啓発推進月間を、これまで毎年11月とし、集中的に教育啓発事業を行ってまいりましたが、今年度より、毎年2月に実施することとし、より効果的な啓発活動の展開と関連政策との連携強化を図ってまいります。次に、教育啓発の実施状況についてご説明いたします。

まず、1 ターゲティング広告についてですが、SNS上で誹謗中傷や差別に繋がる可能性のある単語を検索した利用者に対し、注意喚起のメッセージを表示し、クリックした利用者を、府の啓発ページへ誘導する取り組みを行っております。今年度は、XおよびYou Tubeにおいて実施し、表示回数やクリック数については、資料に記載の通りとなっております。

次に2 の啓発動画の放映についてです。SNS等の適切な利用を呼びかける啓発動画を、府内の主要駅の屋外サイネージやJRの主要路線の車内ビジョンで放映するものです。令和6年度は、梅田HEP前ビジョン、心斎橋OPAビジョン、EDIONVISIONなんば、天王寺駅東口マルチビジョンにおいて、デジタルサイネージを放映するとともに、大阪中央環状線内の電車内ビジョンの放映を実施しました。令和7年度は、大阪中央環状線の電車内ビジョンやTOHOシネマズ梅田でのシネマ広告の放映を実施予定です。

2ページをご覧ください。出前講座等についてです。府職員が企業や学校へ出向き、府の研修用教材等を活用し、出前講座等を実施しております。令和6年度は、企業向けに、8月に府内企業35社が参加する場において、研修用教材を活用したワークショップを実施した他、2月および3月にも講義とワークショップを実施しております。

また、学校向けですが、6月から翌年2月にかけまして、府内の小・中・高・専門学校に対し、計29回の講義型ワークショップ型を実施しております。また、府立学校の人権教育研究会や中学生の主張大阪府大会などの場においても、講義型の講座等を計3回実施しております。

令和7年度ですが、企業内連絡会での講座を1回実施するとともに、講義型並びにワークショップ型の講座を6月から翌年3月にかけ、府内小・中・高・専門学校に向け、45回実施予定としております。

また、同様の講座並びにワークショップについて、教職員間の学習会やPTA等での講座を4回実施しております。

次に4のスポーツ組織と連携した啓発活動についてですが、令和6年度はインターネット上の人権侵害解消推進月間に合わせて、主要駅周辺のデジタルサイネージを活用した啓発動画の放映を行った他、鉄道駅等において、ポスターの掲示やチラシの配布を実施しました。

令和7年度は、府内の小中高校生約90万人に、専門相談窓口の情報を記載した啓発カードを配布する予定です。いつでもどこでも、手に取ってもらえるよう、生徒手帳にも収まる大きさに工夫しております。事務局からの説明は以上でございます。

○委員

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。お願いいいたします。

○委員

11月から2月にインターネット上の人権侵害解消推進月間を変更されたのは、何かあるのでしょうか。

○事務局

はい、ありがとうございます。こちらにつきましては、11月というのが元々ネットハーモニーの開設が11月ということで、11月に設定してたんですけども、国の動向もいわゆる情報のセキュリティとか情報関係の啓発月間というのを洗い出しいたしましたところ、セーファーインターネットデーが今年度は2月11日にございます。また、サイバーのセキュリティ月間というのを、2月に設定されておりまして、むしろそちらの方が望ましいのではないかなどということなので、今年度から2月に変更させていただいたというところでございます。

○委員

他にいかがでしょうか。

○委員

瑣末な点なんですが、啓発カードの実際の費用対効果というか、どの程度機能しているとか意味があるのかという点につきまして、何か具体的に検証されているのか。小・中・高生等に訴求するものとして、こういったカードの配布がいいということについて何か理由があるのかお伺いする次第です。

○事務局

はい、ありがとうございます。実は今カードができたところでございまして、これからお配りするというところでございます。まだ検証はできてはいるんですけども、先ほど申し上げた通り、2月に、人権侵害解消推進月間を変更させていただいたということもございまして、1月の終わりぐらいに、府内の全小学校、中学校、高等学校の方にお配りをさせていただいて、事務局からも説明しました通り、ネットハーモニーの周知というのを私どもどうしたらいいのかというところの中で、やはりこういう未成年者からの相談も多く、これは親御さんからのご相談も含めてなんですけれども、多いということで未成年者を中心に啓発をしていくためにどうしていったらいいのかなというところで、学生の皆さんの生徒手帳に入るサイズのカードというのをお配りして、そこに入れていただくとなると、何かぱっと見たときに、ネットハーモニーがあるんだなというようなことが気づいてもらえるのではないかという観点から、こういうカードの作成に至ったというところでございます。

昨年度からも特に府立高校につきましては、GIGAスクールの一環で活用しているタブレットにもネットハーモニーの紹介などもさせていただいてるんですけども、いろんな観点から、気軽に相談できるよう、こういうのがある、そういう相談窓口があるんだということをまず周知して啓発を図っていくことで、その底上げに繋がっていくのではないかというところで、こういうの取り組みを進めさせていただいております。またこの点につきましては、まだ試行錯誤の点もございますので、効果については、来年度以降になってくる部分もあるのかなと思いますけれども、ただ、その辺我々も出前講座とかもやっておりますので、そういうところも踏まえて、どういう周知や展開を図っていくのかという調査分析については、今後行っていきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○委員

今後の事業のなかで周知徹底をどのように図っていくのか、費用対効果の関係からも考えられることと 思います。引き続き検討お願ひします。

○委員

他にご質問ご意見等ございませんでしょうか。それでは、私の方から質問をさせていただきたいのですが、1のターゲティング広告の実績として、令和6年度と令和7年度それぞれの期間の長さが違いますので単純に比較できないとは思いますけれど、令和6年度のX数の表示回数ですと相当数が上がっています。翌年度の調査期間は短くなっていますけれども、それを踏まえても、かなりXの表示回数自体下がっているように見受けられます。このあたり、ターゲティング広告を開始してから何か効果とか傾向などが見られるということはありますでしょうか。もし事務局の方で分析されていましたら、教えていただいいただければと思います。

○事務局

ターゲティング広告ですけれども、まず前段おっしゃっていました、昨年度とのXの広告のクリック回数の違いについてですけれども、今年度は、昨年度のYouTubeとXに加えて、LINE広告の方も追加しているというところで、全体のクリック回数目標回数としての設定が変更となっております。X単体で見た場合には少し少ない数での発注という形になっておりまして、媒体の組み合わせについてしっかり検討した上で、回数の目標設定の変更を行ったというのが背景にあります。

もう一点広告効果なんすけれども、ターゲティング広告の回数としての数値は出てはくるんすけれども、やはりそれを受けどのような行動変容があったかなどについては、評価することは難しいという現状はあるんですが、クリック回数のみならず表示回数として、数万程度というところでの表示回数というところも記録しておりますので、そういう意味では、従来型のチラシなどと同様の効果というのは少なくとも認められるかと考えておりまして非常に広範なところに広告というの表示できているのではないかという見解でございます。

○委員

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。それでは次の議題に移りたいと思います。続きましては、報告事項といたしまして、インターネット上の不当な差別等言動に係る侵害情報に対する削除の要請等および設備または助言の実施に関する指針について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは報告事項に関しましてご説明いたします。まず、報告1からごぞいます。1ページをご覧ください。この度、東京高等裁判所における私生活の平穏の侵害に関する裁判例が確定したことを受け、現行の指針の一部を改定することとしました。

これまで、インターネット上において、識別情報が掲示されることは、現にその地域に居住している方のプライバシーを侵害するものとして不当な差別的言動に該当すると判断し、プロバイダ事業者に対して削除要請を行ってきました。今後は特定の地区が、いわゆる同和地区である、またはあったとする情報の掲示については、一定の者にとっては私生活の平穏を侵害する行為に該当しうると判断されるため、不当な差別的言動として削除要請の対象となる旨を指針に追記するものです。

なお、東京高裁の裁判例が確定したことに伴い、プライバシー侵害との関係について、事前に各委員にご相談したところ、人格権の侵害の内容に応じてプライバシー侵害、私生活の平穏の侵害あるいはその両方が想定されるとのご意見がありました。そのため、プライバシー侵害に関する現行の指針については変更を加えず、現状のままとしたいと考えております。

次に3ページ、報告2をご覧ください。情報流通プラットフォーム対処法の施行に伴いまして、改定案の通り修正を行うものです。事務局からの説明は以上です。

○委員

ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見やご質問がありましたらお願ひいたします。

○委員

プライバシー権との関係については、説明もありました通り、現状のまま残していただくということでおろしいかと思います。1点質問なんですけれども、意見を申し上げるというか、お伺いいたします。

令和5年の東京高裁の裁判例が確定されたことを受けて、指針の改正について、素早く対応していただきましてありがとうございました。こちらの判決、資料5のところにも挙げていただいてます。この判決は、最初の部分のところで、ここで言うところの人格的な利益の内容について、比較的広い観点からの説示として、「人は誰しも不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的利益を有する」と述べています。この一般的な説示の部分につきましても、例えば指針の冒頭の部分に入れていただくことで、「私生活の平穏」というのが人格的な利益の一部であって、それの内実が、「不当な差別を受けることなく人間としての尊厳を保ちつつ平穏に暮らす」というところにあるんだということが明確になるのではないかと思います。例えば、名誉毀損であるとかプライバシーのところについても、具体的な権利利益の内容について指針のところでも明確にしているということを踏まえるならば、この部分もあわせて、同様に指針へ入れていただきてもいいのかなと思います。意見となりますが、以上です。

○事務局

はい、ありがとうございます。そういう平穏な生活を送るというところも必要であると思いますので、そこにつきましては少し検討させていただきたいと思っております。部会長ともちょっと相談させていただき、ご報告させていただきたいというふうに考えております。生活の平穏につきまして、一度検討させていただければと思います。

○委員

人格的な利益の内容という形で具体的にあの説示された部分がありますので、それが人格的な利益の一部としています、生活の平穏というのが位置づけられるということがより明確になるようご検討よろしくお願ひします。そうしましたら今の検討につきましては、事務局に伺いたいのですが、部会の会議としては今回で最後ということになりますので、手続きとして、どういう形をとることができますでしょうか。

○事務局

任期を迎えるため、部会としては最後という形になります。ご報告事項というところですので、すぐに修文をさせていただきまして、まず部会長とご相談させていただきまして、委員の皆様に再度集まることが難しいと思われるため、メールという形で、各部会委員さんともご相談させていただきまして、内容については早急に固めたいというふうに考えております。

○委員

わかりました。委員の皆様、そのような形にメールを通じてということで、委員の先生方にご相談させていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。他に、ただいまの報告内容につきまして、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。

○委員

基本的には私も特に、今回異議はないんですが、この指針自体は、元々削除要請を要するに罰するか否かという判断に当たって、特に専門家等の、いわゆる判定といいますか、そういうた認定とかを得ずして、いわゆる行政の職員において、それが指針に当たるのかどうかというところを明確にする基準だと

いうふうなものを作つてもらうというのが、前提でございますので、わかりやすく判断できる材料をいろいろ書き込んでいくということについては、これからも必要なのかなというふうに思っています。

今回の、いわゆる同和地区の掲示というは、これまでのプライバシー権侵害というところでフォローしたところが、今回、いわゆる私生活の平穏というものにそれを持ち出したというところなんですが、それはおそらく原告としての気持ちがおそらくプライバシー、要するに第三者に知られたくない情報というふうにするよりは、自らのいわゆる生活のアイデンティティ、それをプライバシーというふうに言いたくないっていうところから、私生活の平穏という理屈を強く持ち出す気持ちは、あったのかなと。

それは要するに名誉毀損とかプライバシー侵害とか言いたくない、例えば、自分が特定の民族であるということを、いわゆるそれを名誉毀損だ、社会的評価を下落させるようなものなんだとは言いたくないし、あるいはプライバシー侵害なんだ、それは人に知られたくないものなんだというようなことも言いたくない。そういう場合に、それがみだりに公開されることによって、第三者からの攻撃を招く、そういう背景事情があるという場合に、私生活の平穏という概念があるのかなと思っています。

そのような相談はこれからも増えていくかなと私も思っています。なので今回の改正指針案の中には、いわゆる同和地区である、又はあったとする情報の掲示のことのみが一例として記載されておるんですけども、今後、例えば民族等に対するいわゆる誹謗中傷的な言動というのにも拡大していく可能性みたいな話であると思いますし、その辺とかも留意いただけたらと思います。

○事務局

ありがとうございます。指針については、わかりやすく、状況に応じて、さらに更新していきたいと考えています。

○委員

ありがとうございます。

○委員

今の委員の発言に少し補足なんですけども、おそらく今回の裁判のことについていえば、自分自身がすでに同和地区の出身者であるということを明らかにして、差別解消の運動に取り組んで来られてきた方が、さらにそのことについて、ことさらに公にされるというようなことが背景に問題となっていたため、それでおそらく1審の判決が、そういった方々については、自分で明らかにしているのだから、プライバシーの侵害がなく、人格権侵害がないんだとしたところ、これをカバーするといった意義が高等裁判所の判断としてはあったのかと思います。これは例えば、自分の性自認の問題であるとか、委員からも指摘がありましたように、その他の属性の問題についても、同じように自分がその事実について一定の範囲では明らかにしてもいいんだけれども、それを全ての人に対して、ことさらに明らかにされる、アウティングといったような場合には、違った意味で、つまり私生活の平穏の侵害といった意味での人格権が発生しうる。そのことがこここの指針とも絡んでくるということから、指針をよりわかりやすく具体的にするという意味でも、さきほど申し上げた説示の部分も入れていただけるといいのかと思います。

○事務局

ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

○委員

他にご意見いただけようしたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、これにて本日予定の議題、また報告も終了ということになります。本日が最後の部会になりますので、この際、本日の議題以外のことにつきましても何か委員の皆様からご発言がありましたら、お出しitなければと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員

それではこれをもちまして、最後とさせていただきます。会議としては最後ということになりますので、2年間の会議につきまして私の方からお礼を申し上げさせていただきます。委員の皆様また、専門委員の先生も、この2年間、長きに渡りまして審議にご参加いただき、誠にありがとうございました。2023年11月に第1回が始まり本日まで6回の部会を開催してきました。この間、委員の皆様方には、ご多忙の中、またときには非常にタイトな日程にも関わらず、部会にご出席いただき、専門的なお立場から率直かつ貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。おかげさまで大変有意義な議論を重ねることができました。心よりお礼申し上げます。またあわせて事務局の皆様には、準備や資料作成から当日の運営に至るまで、多方面にわたりましてご尽力いただきました。私どもが充実した議論を行うことができましたのも、事務局の皆様のご支援の賜物でございます。委員を代表いたしまして、この場をお借りして、改めて厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。今後の大坂府の人権施策がますます発展していきますことを心からお祈り申し上げます。それでは、事務局にお返しいたします。

○事務局

議事進行どうもありがとうございました。本日報告をさせていただきました指針の改正の件につきましては、委員の皆様方から、貴重なご意見をいただきましたので、いただきましたご意見を踏まえて、また事務局の方で検討をさせていただき、適宜メール等でご相談、ご報告をさせていただきたいと思います。

また、本日の資料並びに議事概要は後日、大阪府のホームページにて公開予定でございます。議事概要につきましては公開に先立ち、委員の皆様にご確認をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

それではこれをもちまして第6回大阪府人権政策推進審議会、インターネット上の人権侵害解消推進部会を終了いたします。皆様、貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。